

知多市津波避難計画

平成 28 年 2 月 策定

令和 8 年 2 月 改訂

知多市

知多市津波避難計画

目 次

| | | |
|------|-----------------------|----|
| 1. | はじめに | 1 |
| 1-1. | 計画策定の目的..... | 1 |
| 1-2. | 計画の位置付け..... | 2 |
| 1-3. | 計画の修正..... | 3 |
| 1-4. | 参考にした資料..... | 4 |
| 1-5. | 用語の定義..... | 5 |
| 1-6. | 本市の特性..... | 7 |
| 2. | 津波避難計画 | 8 |
| 2-1. | 避難の方法..... | 8 |
| 2-2. | 津波浸水想定区域の設定..... | 9 |
| 2-3. | 避難対象地域の指定..... | 13 |
| 2-4. | 避難困難地域の検討及び結果..... | 20 |
| 2-5. | 指定緊急避難場所の指定..... | 23 |
| 2-6. | 避難目標地点の設定..... | 30 |
| 2-7. | 避難路の指定 | 36 |
| 2-8. | 地域津波避難計画の作成..... | 42 |
| 3. | 行政の対応..... | 48 |
| 3-1. | 職員初動体制 | 48 |
| 3-2. | 避難誘導等に従事する者の安全確保..... | 51 |
| 3-3. | 津波情報等の収集・伝達..... | 52 |
| 3-4. | 避難指示等の発令 | 57 |
| 4. | 平時からの津波避難対策 | 60 |
| 4-1. | 津波防災教育・啓発..... | 60 |
| 4-2. | 避難訓練 | 61 |
| 5. | その他の留意事項..... | 62 |
| 5-1. | 観光客の避難対策 | 62 |
| 5-2. | 災害時要配慮者の避難対策 | 63 |
| 5-3. | 臨海部における企業の津波避難対策..... | 66 |

1. はじめに

1-1. 計画策定の目的

近年、わが国において、これまでの想定をはるかに上回る規模の自然災害が発生し、大きな被害をもたらしています。平成 23 年 3 月 11 日に起きた東日本大震災では、大規模な津波の発生により大勢の尊い命が失われました。

これまで知多市では、愛知県が公表した、過去に発生した最大規模の地震を想定し、対策を講じてきました。しかし、東日本大震災等既往災害から想定される規模以上の災害が頻発する中、あらゆる可能性を考慮した災害対策を講じる必要性が高まっています。

知多市津波避難計画（以下、「本計画」といいます。）においては、市民の命を守るという観点から、愛知県が公表した、理論上最大規模の津波を対象として、住民等の生命、身体の安全を確保することを目的として、津波の発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から十数時間の間での避難対策を定めるものです。

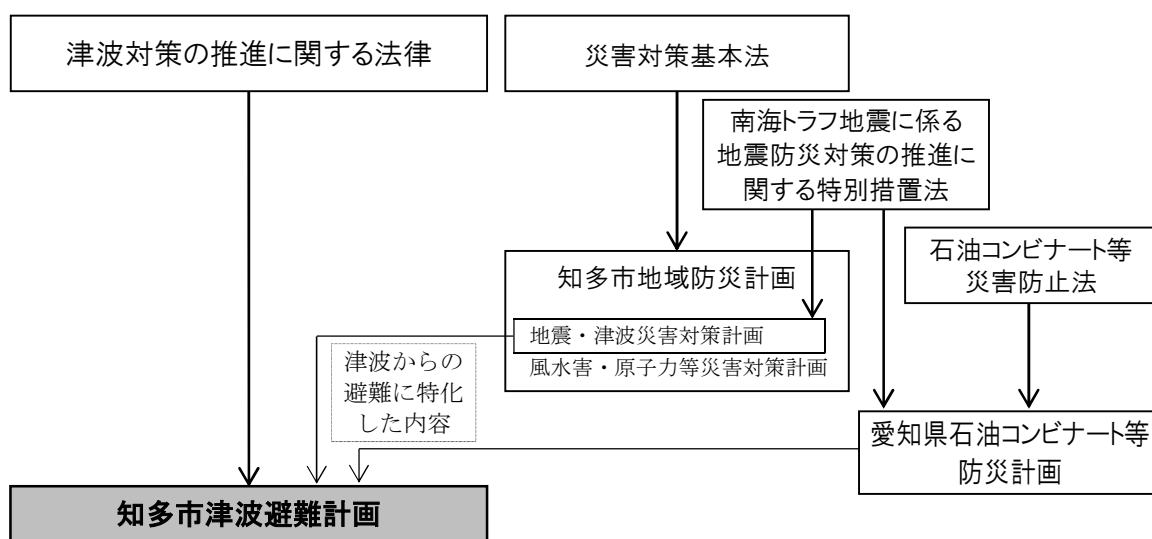
1-2. 計画の位置付け

本計画は、津波対策の推進に関する法律（平成 23 年法律第 77 号）第 9 条第 2 項の規定に基づく計画であり、津波が発生し又は発生のおそれがある場合における避難場所、避難の経路等、住民が迅速かつ円滑に避難できるために必要な事項を定めたものです。

本市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 3 条に基づく、南海トラフを震源とする地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあり、地震防災対策を推進する必要がある「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されています。そのため、同法第 5 条第 2 項の規定に基づき、本市の災害対策の根幹を定める「知多市地域防災計画」において、津波災害への対策を「地震・津波災害対策計画」として定めています。本計画は、知多市地域防災計画の「地震・津波災害対策計画」で定めた事項のうち、津波からの避難に関する事項を定めた内容となっています。

加えて、本市臨海部の企業には多くの従業員が働いているため、臨海部における企業の避難対策についても定めることとし、作成に当たっては、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）に基づき愛知県が定めている「愛知県石油コンビナート等防災計画」を参考としました。

図 1 本計画の位置付け



【(参考) 津波避難計画の位置付け】

津波対策の推進に関する法律

第 9 条

2 都道府県及び市町村は、津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難場所、避難の経路その他住民の迅速かつ円滑な避難を確保するために必要な事項に関する計画を定め、これを公表するよう努めなければならない。

出典：「津波対策の推進に関する法律」（平成 23 年法律第 77 号）

第3 津波防災体制の充実

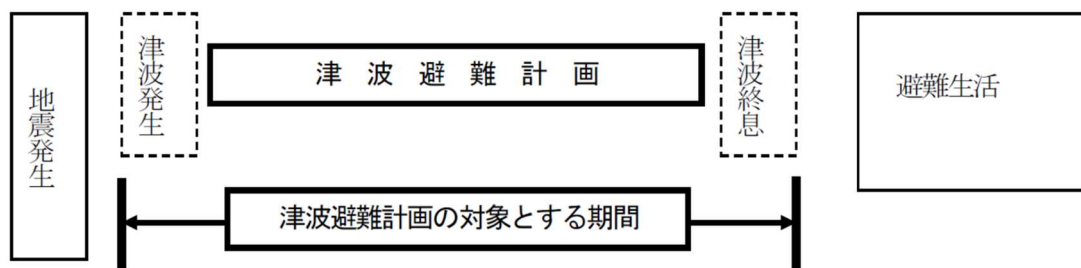
本市は、想定される津波に対して、別に「津波避難計画」を策定する。

この津波避難計画では、津波危険地域・津波災害警戒区域及び堤防・護岸施設外の区域等における住民、観光客、漁船等の安全を確保するための津波警報等の迅速かつ的確な伝達・広報の計画及び海岸線や津波危険地域・津波災害警戒区域の監視、巡回体制、さらには避難誘導などを具体的に定めておくものとする。

■本計画が対象とする期間

本計画が対象とする期間は、地震・津波の発生直後から津波が終息するまでの概ね十数時間（南海トラフ地震が発生した場合には津波は大きなものでも6時間繰り返しか来襲すると想定されている）の間とします。

図2 津波避難計画が対象とする期間の概念図



出典：「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」（消防庁国民保護・防災部防災課、平成25年）

1-3. 計画の修正

本計画は、避難訓練等で明らかになった課題や津波防災対策の実施、周辺環境の変化等に応じて、適宜見直しを行います。

1-4. 参考にした資料

本計画は、「愛知州市町村津波避難計画策定指針」（愛知県防災局、平成 27 年）（以下、「愛知県指針」といいます。）を参考に作成しました。また、本計画の作成に当たっては、下記の資料等を参考としました。

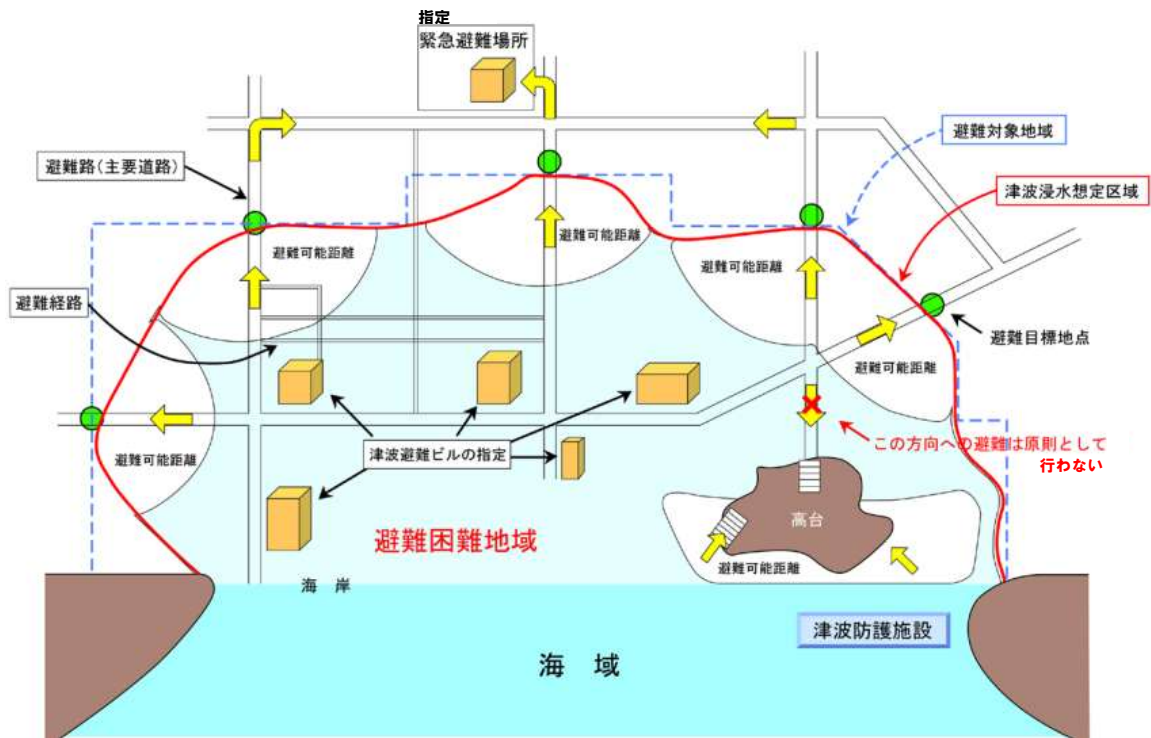
- ・「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」（消防庁国民保護・防災部防災課、平成 25 年）
- ・「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」（愛知県防災会議地震部会、平成 26 年）
- ・「愛知県津波浸水想定」（愛知県建設部、平成 26 年）
- ・「知多市地域防災計画」（知多市防災会議、平成 27 年）
- ・「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（内閣府（防災担当）、平成 26 年）

1-5. 用語の定義

本計画で用いる用語の定義等は次のとおりです。

| 用語 | 意味 |
|-------------------|--|
| 津波浸水想定区域 | 平成 26 年に愛知県が公表した、理論上最大想定地震による津波が発生した時に浸水が起こる区域とします。 |
| 津波災害警戒区域 | 津波防災地域づくりに関する法律第 53 条第 1 項に基づき、愛知県知事が指定・公示した区域とします。本区域は津波浸水想定区域と同じ区域です。 |
| 津波危険地域 | 平成 16 年 9 月に市が指定した、津波により人・住家等に危険が予想される地域です。「東南海・南海地震防災対策推進基本計画」（平成 16 年、中央防災会議）において定められた、「東南海、南海地震防災対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者に係る区域」に基づいて指定していました。現在では、避難対象地域と同義としています。 |
| 避難対象地域 | 津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域及び津波危険地域に基づいて市が指定します。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水想定区域よりも広い範囲とします。 |
| 避難困難地域 | 津波の到達時間までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域を指します。 |
| 避難路 | 避難する場合の道路で、市が指定します。 |
| 避難経路 | 避難する場合の経路で、自主防災組織、住民等が設定します。 |
| 避難目標地点 | 津波から避難し、生命の安全を確保するために、避難対象地域の外に定める、避難の目標とする地点です。自主防災組織、住民が設定します。必ずしも緊急避難場所とは一致しません。 |
| 指定緊急避難場所 | 津波の危険から緊急に避難するための高台や施設です。災害対策基本法第 49 条の 4 の規定に基づき、災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保するために市が指定します。 |
| 指定避難所 | 住宅が損壊した被災者等が仮設住宅等に移転できるまでの間や比較的長期にわたって避難する施設です。災害対策基本法第 49 条の 7 の規定に基づき、原則として市が避難対象地域の外に指定します。 |
| 災害時要配慮者 | 災害応急対策において、視覚情報や多言語での情報伝達等特別な支援を必要とする方です。視聴覚障がい者、心身障がい者、高齢者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人が挙げられます。 |
| 避難行動要支援者 | 災害時要配慮者のうち、災害が発生又はそのおそれがある場合に自ら避難することが困難な方です。 |
| 東京湾平均海面 (T.P.) | 東京湾の潮の満ち引きを測った平均で、標高（海拔高度）の基準面です。 |
| 遠地地震 | 日本の沿岸から 600km 以上離れた、国外で起こる地震です。 |

(参考) 津波避難計画の概念図



出典：「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」（消防庁国民保護・防災部防災課、平成 25 年）

